

新しい地方財政再生制度の整備について（概要）

平成 18 年 1 2 月

新しい地方財政再生制度研究会

I. 提言の前提

1. 公会計の整備との整合性
2. 住民に対する行政サービスの提供を維持できるよう再生
3. 地方分権改革との関係に関し、
 - (1) 現行の地方行財政制度の基本的な枠組みの下での再生
 - (2) 地方行財政制度の抜本改革（国による事務等の義務づけの廃止、地方税の充実、投資的事業に対する財源措置の抜本的な見直し、地方債の自由化、国庫補助負担金・交付税の改革等）が進展したもとの再生とを整理。（新しい地方分権一括法等により、(1)から(2)に移行することを視野）

II. 提言の内容

- ◎財政悪化の早い段階から早期是正を行い、深刻な事態を未然に防止
- ◎情報開示の徹底と住民自治の機能発揮による財政規律の強化

1. 新たな財政指標の導入と財政情報の開示の徹底

- 地方公共団体の各会計をカバーする新たなフロー指標、公営企業や地方公社、第三セクター等も含めた普通会計の実質的な負債を捉えるストック指標を整備し、情報開示を徹底。
 - ・実質収支（赤字）比率、実質公債費比率、不良債務（公営企業）等も活用し、全団
体で公表。
 - ・監査機能の強化の検討や、第三者による検証が可能になるような関係書類の備付け等、
指標の正確性の確保や情報共有に向けた取組を行うべき。

2. 早期是正スキーム

- 深刻な事態を防止するため、財政悪化の早い段階で自主的な健全化への取組を義務付け。情報開示等による住民自治の取組を促すことが基本。
 - ・指標が基準より悪化した団体が、財政悪化の要因、改善方策、指標の見通し等を明示した財政健全化計画を策定。議会の議決を経て住民に公表。実施状況も毎年度公表。
 - ・計画や実施状況は国・都道府県に報告し全国的な状況を公表。実施状況が目標から大きく乖離する場合等においては、国や都道府県が必要な勧告。
 - ・外部監査の充実等監査機能の強化を検討。

3. 再生スキーム

- 早期是正段階より財政が悪化した団体については、住民に対する行政サービスを維持していくためにも、国や都道府県が必要な関与を行い、確実に再生。
 - ・財政再生計画（具体的な経費削減策や税の徴収増等を含む）を議会の議決を経て策定し公表。計画に基づいた予算編成、実施状況の公表を制度化。
 - ・再生計画は国・都道府県に協議し、同意を得ないものについては、建設事業等にかかる地方債の制限を検討すべき。国や都道府県が一定の関与を行うことも必要。
 - ・当該団体が徹底した自助努力を行うことを前提にしつつ、必要な資金を安定的に確保する方策を検討すべき。

4. 公営企業独自の経営健全化スキーム

- 上・下水道、病院などの経営悪化が住民生活に大きな影響を与えないようにするとともに、地方公共団体全体への影響を未然に防止するよう、経営悪化の初期段階から経営健全化計画の策定を義務付け、自律的な経営改善を促すこととすべき。

5. 再生にあたって債務調整を行うことを制度化する場合の課題等

- 地方行財政制度の抜本改革が進展した場合における地方財政規律の強化に向けた再生ツールの選択肢として評価できるが、導入する場合には、以下のような課題解決が必要。
 - ・債権者が債務調整に応じる動機づけを持った仕組み
 - ・裁判所の関与、体制のあり方との関係
 - ・財政力が弱い地方公共団体の資金調達、金融機関等への影響

Ⅲ. 今後の取組

- Ⅱの1～4は、具体的な内容について、地方公共団体との協議を行った上で、早期に制度化する方向で検討を進めるべき。なお、周知期間、基礎数値の把握作業、制度を前提とした予算編成の機会付与などに一定期間を置くことに留意が必要。
- 債務調整等については、地方分権推進改革と同時並行的に議論を進め、さらに具体的な検討を深めていく必要。